

令和6年6月1日

みんなの市税

編集・発行 福岡市財政局税制課 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

目次

- 1 定額減税について
- 2 森林環境税について
- 3 市税に関する証明(所得証明等)について
- 4 原付バイクの手続き等について
- 5 市税の便利な納付方法について
- 6 令和5年度中学生の「税についての作文」受賞者紹介
- 7 宿泊税の用途について
- 8 市税に関するお問い合わせ先

1 定額減税について

令和6年6月～

令和6年分の所得税・令和6年度分の個人市県民税について、納税者及び同一生計配偶者(個人市県民税は控除対象配偶者)または扶養親族(いずれも国内居住者に限る)1人につき、所得税額から3万円・個人市県民税所得割額から1万円の定額減税額が控除されます。

●対象者

所得税 令和6年分の合計所得金額が**1,805万円以下**となる方

個人市県民税 令和6年度(令和5年分)の合計所得金額が**1,805万円以下**で、所得割が課税となる方

●減税額

所得税 $3万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数})$

個人市県民税 $1万円 \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者}(\ast) + \text{扶養親族数})$

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(合計所得金額1,000万円超かつ配偶者の合計所得金額48万円以下の場合)については、令和7年度分の市県民税から減税されます。

(例) 配偶者と扶養親族である子2人の4人世帯の場合

所得税の定額減税額 $3万円 \times 4人 = 12万円$

個人市県民税所得割の定額減税額 $1万円 \times 4人 = 4万円$

合計 $16万円の減税$



●個人市県民税の定額減税額等の確認方法について

個人市県民税の定額減税の控除額及び控除しきれなかった額については、税額決定通知書または納税通知書でご確認ください。定額減税は令和6年6月以降に適用されますが、適用方法やその他詳細については、納税通知書同封のお知らせチラシや福岡市ホームページでご確認ください。

●所得税の定額減税について

所得税の定額減税の詳細については、国税庁のホームページをご確認ください。

福岡市 定額減税

検索



国税庁 定額減税特設サイト

検索



調整給付について

個人市県民税において控除しきれなかった額は、所得税において控除しきれないと見込まれる額と合算し、1万円単位で切り上げた金額を給付金(調整給付)として支給します。

6月に調整給付のコールセンターを開設し、福岡市ホームページに調整給付額を試算できる計算ツールを公開する予定です。

2 森林環境税について

令和6年度から森林環境税(国税)が、個人市県民税とあわせて課税されます。

税の用途	森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、全額が都道府県・市区町村へ譲与されます。
納税義務者	個人市民税の納税義務者
税率	年間1,000円
納付方法	個人市県民税とあわせて納付していただきます。

※令和5年度までの均等割の臨時措置(市と県あわせて1,000円の加算)がなくなりますので、原則、令和6年度以降の負担額は変わりません。

3 市税に関する証明(所得証明等)について

令和6年度の所得証明書は、個人市県民税が普通徴収の方及び公的年金からの特別徴収の方は6月12日(水)から発行します。(個人市県民税が非課税の方及び給与からの特別徴収の方は5月20日(月)から発行しています。)
 ※税証明コンビニ交付サービスについては6月12日(水)からの発行開始になります。

証明書の種類	手数料	コンビニ交付	オンライン申請	窓口交付	郵送請求
市県民税課税・非課税証明書(所得証明書)	1件 300円	○	○	○	○
市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書		×	○	○	○
納税証明書	(コンビニ交付 オンライン申請 の場合は、250円)	○ (個人市県民税分のみ)	○	○	○
固定資産公課証明書・評価証明書・無資産証明書		×	○	○ ^{※2}	○
軽自動車税(継続検査用)納税証明書 ^{※1}	無料	×	○	○	○

※1 三輪・四輪の軽自動車税の継続検査用納税証明書は、令和5年1月から車検時の提示が原則不要となっています。
 ※2 一部の窓口では発行できない証明書があります。詳細は下記「窓口交付」をご確認ください。

税証明コンビニ交付サービス

コンビニのマルチコピー機で、所得証明書などが取得できます!

<取得できる証明書>

- 令和5・6年度 所得証明書(個人市県民税課税・非課税証明書)
- 令和5・6年度 納税証明書(個人市県民税分)

※令和6年度分は6月12日(水)から発行開始。

<利用できる方>

- ・発行日現在、福岡市に住民登録がある方
- ・マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている方(利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)の入力が必要)
- ・1月1日(令和6年度の証明書を必要とする場合は令和6年1月1日)現在で福岡市に住民登録があり、税の申告等の手続き(確定申告や個人市県民税の申告又は勤務先や年金支払者からの福岡市への支払報告書(源泉徴収票)の提出)が終了している方



窓口に行かなくても、
証明書が取得できる!
利用時間：午前6時30分～午後11時00分



窓口で申請するより、
手数料が50円安い!

申請に必要なもの

- ①マイナンバーカード
(利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。)

利用できる方の条件、各種注意事項等の詳しい手続きについてはこちらから

福岡市 税証明 コンビニ

検索



税証明オンライン申請

市税の証明書を、オンラインで申請できます!(個人の方)

マイナンバーカードとクレジットカードがあれば、証明書をスマートフォンやパソコンから、申請することができ、証明書はご自宅に郵送します。

申請に必要なもの

- ①マイナンバーカード
(署名用電子証明書の暗証番号の入力が必要です。)
- ②クレジットカード(手数料決済用)
- ③個人認証に必要なアプリのダウンロード



窓口に行かなくても、
いつでも申請!



申請後、
最短当日に、
証明書を発送!



普通郵便料金が
無料!
(令和7年3月末まで)



窓口申請より、
手数料が
50円安い!

詳しい手続きについてはこちらから

福岡市 税証明 オンライン

検索



窓口交付

交付窓口

- 区役所納税課(博多区は証明発行コーナー係) ○入部・西部出張所 ○天神・千早証明サービスコーナー
- 市内34の郵便局(評価証明書および無資産証明書を除く)[※] 各種証明書は居住(賦課)区以外の区役所等でもお取りいただけます。

※郵便局で取り扱いができるのは請求者ご本人の分に限り、取扱いは福岡市ホームページにてご確認ください。

<請求に必要な書類等>

請求される方は、次のいずれかを必ずご持参ください。

※代理人の場合は、ご家族の場合でも委任状が必要です(作成日から3か月以内のもの)。

福岡市ホームページから、委任状の様式がダウンロードできます。

税証明の詳しい手続きについては
こちらから

福岡市 税証明を取るには

検索



請求される方	必要書類(本人確認書類)
個人	・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・健康保険証 ・国民年金手帳 ・住基カード(写真付) ・在留カード(外国人登録証)等 ・その他公的機関が発行した証明書
法人	・法人印及び代表者の職印が押印された申請書 ※印鑑に法人名がない場合や法人名の表記が異なる印鑑を利用される場合は、法人印の「印鑑証明書」をご持参ください。

※市税納付後おおむね2週間以内の間に納税証明書(滞納がないことの証明書など)を請求される場合は、領収書や振替が確認できる通帳をご持参ください。

※個人の方の証明を委任状で請求される場合は、委任者の本人確認ができるもの(写し可)が必要です。

郵送請求

申請に必要な書類を「福岡市税証明郵送請求センター」へ送付して、証明書を郵送で受け取ることができます。

※請求ができる証明書の種類、必要書類等は福岡市ホームページにてご確認ください。

詳しい手続きについてはこちらから

福岡市 税証明 郵送請求

検索



注)令和6年度以降の「個人市県民税」には、森林環境税を含みます。

4 原付バイクの手続き等について

1 原付バイク等の手続きでオンライン申請ができます！

〈オンライン申請できる手続き〉

- 新規登録
- 廃車申告
- 名義変更
(新・旧所有者がともに福岡市ナンバーの場合に限る)
- 新規登録受付書・廃車申告受付書の再交付申請



窓口に行かなくても、いつでも便利に申請できる！

詳しい手続きについては
福岡市ホームページをご確認ください

福岡市 原付バイク オンライン申請



2 原付バイクの手続き等について、自動音声による電話案内をご活用ください！

原付バイクの手続き等について、自動音声による電話案内の実証実験を行っています。音声ガイダンスにしたがって番号を押すと、問い合わせ内容に応じて、ご案内します。

また、携帯電話からおかけの場合は、詳しい内容を掲載したホームページのURLをSMS(ショートメッセージサービス)で受け取ることができます。

- 自動音声の電話番号：**050-1808-6411** ○実証実験期間：令和7年3月まで
- 対応内容：原付バイク等の名義変更や廃車・購入に伴う手続き
軽自動車税納税通知書に関する質問（5月～6月のみ）

5 市税の便利な納付方法について

1 口座振替

口座振替とは、市税を納期ごとに指定した預貯金口座から自動的に振り替えて納税する制度です。

利用できる税目

- 個人市県民税(普通徴収) ○固定資産税(償却資産)
- 固定資産税・都市計画税 ○軽自動車税(種別割)

申込手続き(新規・変更)

- ▶インターネット ご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末からインターネットを利用して手続きができます。申し込み方法など詳細については福岡市ホームページをご覧ください。納税管理課(連絡先は4面参照)へお問い合わせください。
- ▶郵便 「口座振替依頼書」に必要事項を記入、金融機関登録印を押印のうえポストに投函してください。口座振替依頼書は納税通知書に同封されています。(軽自動車税を除く)

メリット

- ①安心…納付忘れを防げます！
- ②便利…金融機関に出かける必要がありません！
- ③安全…現金を持ち歩く必要がありません！

福岡市 市税インターネット口座振替



インターネット口座振替専用サイトについてはこちらから

2 インターネット(地方税お支払いサイト)で納付

納付書に印字している「eL-QR」や「eL番号」を利用して、パソコンやスマートフォンなどから、簡単・便利に納付できます。

利用できる税目

※令和5年度以降の課税分に限りま

- 個人市県民税(普通徴収) ○固定資産税(償却資産)
- 固定資産税・都市計画税 ○軽自動車税(種別割)

利用できる決済方法

- クレジットカード払い ○インターネットバンキング
- 口座振替(ダイレクト方式) ○ペイジー番号発行

詳しくはこちら
地方税お支払いサイト
(利用者向けホームページ)



手続きの流れ

- 1 地方税お支払いサイトにアクセス
- 2 納付書おもて面に印刷されたeL-QRを読み取るかeL番号を入力
- 3 様々な決済手段からご希望のお支払い方法を選択して手続き

3 スマートフォン決済アプリで納付

スマートフォン決済アプリを起動し、納付書に印字されたeL-QRやバーコードを読み込んでいただくと、納付ができます。

利用できる税目

- 個人市県民税(普通徴収) ○固定資産税(償却資産)
- 固定資産税・都市計画税 ○軽自動車税(種別割)

福岡市税 スマホ決済



※ご利用可能な決済アプリや各種注意事項等は福岡市ホームページにてご確認ください。

注) 令和6年度以降の「個人市県民税」には、森林環境税を含みます。

6 令和5年度中学生の「税についての作文」受賞者紹介

福岡市長賞

「オレンジのキーホルダー」

福岡市立
香椎第3中学校
3年 藤野 由佳 さん

「税金」
-人生を彩るプレゼント-

福岡市立
原北中学校
3年 西井 智央 さん

福岡市議会議長賞

「税金についての
有難さを知った日」

学校法人 福岡文化学園
博多女子中学校
3年 高橋 蓮 さん

福岡市教育委員会賞

「義務教育という
お金の使われ方」

福岡市立
和白丘中学校
3年 米光 美心 さん

「無償の学びを支える税」

福岡市立
原中央中学校
3年 有野 颯人 さん

入賞作品はこちらから



7 宿泊税の用途について

宿泊税は来訪者の受入環境の整備や観光の魅力をさらに高めるために活用しています。



〈福岡城幻の天守閣ライトアップ〉



〈住吉神社能楽殿リニューアル〉



〈博多旧市街での着付け体験〉



〈志賀島地区のにぎわい創出〉



〈北崎地区の無電柱化された道路〉



〈長浜屋台街プロモーション〉



〈那珂川のライトアップ〉



〈観光客向けマナー動画〉



〈博多駅筑紫口エスカレーター〉



〈生の松原元寇防塁の駐車場〉



〈マリンメッセ福岡B館〉



宿泊税の
使い道の詳細は
こちら

8 市税に関するお問い合わせ先

各区役所の窓口	課(係)の名称、主な業務	区名	電話番号	FAX番号	課(係)の名称、主な業務	区名	電話番号	FAX番号
	課税課(市民税係) ・個人の市県民税の申告、課税 ※給与から特別徴収される個人市県民税の会社からの手続きについては、法人税務課(博多区役所9階)にご相談ください。	課税課 (固定資産税土地係・家屋係) ・固定資産税(土地・家屋)・都市計画税の課税 ・字図(地番現況図)、路線価図、名寄帳の閲覧	東区	645-1026	632-4970	納税課 ・個人市県民税や固定資産税、軽自動車税(種別割)の納税相談、滞納整理 ※法人にかかる税の納税相談等については、特別滞納整理課(博多区役所9階)にご相談ください。	東区	645-1031
博多区			419-1027	476-5188	博多区		419-1032	476-5188
中央区			718-1038	714-4231	中央区		718-1045	714-4231
南区			559-5041	511-3652	南区		559-5051	511-3652
城南区			833-4032	841-2145	城南区		833-4036	841-2145
早良区			833-4320	841-2185	早良区		833-4326	841-2185
西区			895-7017	883-8565	西区		895-7019	883-8565
納税課(管理係) (博多区は証明発行コーナー係) ・市税に関する証明の発行・交付	納税課	東区	645-1021	632-4970	東区	645-1022	632-4970	
		博多区	402-0799	402-1190	博多区	419-1023	476-5188	
		中央区	718-1049	714-4231	中央区	718-1028	714-4231	
		南区	559-5031	511-3652	南区	559-5169	511-3652	
		城南区	833-4024	841-2145	城南区	833-4026	841-2145	
		早良区	833-4318	841-2185	早良区	833-4317	841-2185	
		西区	895-7013	883-8565	西区	895-7014	883-8565	

博多区役所9階	課(係)の名称、主な業務	電話番号	FAX番号	
	納税管理課(収納管理センター)	・市税の口座振替手続き、過誤納金の還付	292-2093	292-4112
	福岡市税証明郵送請求センター	・市税に関する証明のオンライン申請・郵送による請求	292-2069	
	特別滞納整理課	・全税目の法人の納税相談等	292-3124	
	法人税務課	・給与から特別徴収される個人市県民税の会社からの手続き ・法人市民税の課税 ・事業所税や市たばこ税、入湯税の課税 ・宿泊税の課税	292-3259 292-3249 292-2486 292-2496	292-4173
資産課税課	・固定資産税(償却資産)の課税 ・軽自動車税(種別割)の課税 ・【自動音声】原付バイク等の名義変更や廃車・購入に伴う手続き ・【自動音声】軽自動車税納税通知書に関する質問(5月～6月のみ)	292-2479 292-1604 050-1808-6411	292-4187	

市役所の窓口	課(係)の名称、主な業務	電話番号	FAX番号	
	納税企画課	・市税の収納、市税に関する証明、滞納整理等にかかる企画	711-4206	733-5598
	課税企画課	・市税の課税にかかる企画	711-4207	
税制課	・市税の制度、市税の予算・決算、税務広報、市税の不服申立審査	711-4202		